府令

○内閣府令第十七号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。」の下に「第三十四条の四十三第二項を除き、」を加える。

第十四条の十一の十四第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

第三十四条の二の十四第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

第三十四条の四十三第二項中「所属組合、」に改め、「あつては農林中央金庫」の下に「、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあつては同項の認可を受けた農林中央金庫又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会」を加える。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号の二中「）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。」の下に「第二十五条の二十二第二項を除き、」を加える。

第二十五条の二十二第二項中「所属組合又は」を「所属組合、」に改め、「あつては農林中央金庫」の下に「、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあつては同項の認可を受けた農林中央金庫又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会」を加える。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項第一号ニ中「）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。」の下に「第百四十九条第二項を除き、」を加える。

第百四十九条第二項中「所属組合又は」を「所属組合、」に改め、「あつては農林中央金庫」の下に「、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあつては同項の認可を受けた農林中央金庫又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会」を加える。

第百七十条の十二第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項中「農林中央金庫代理業者」の下に「並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」を加える。

第三十一条の十一第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号ニ中「）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。」の下に「第八十九条第二項を除き、」を加える。

第八十九条第二項中「所属組合又は」を「所属組合、」に改め、「あつては農林中央金庫」の下に「、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあつては同項の認可を受けた農林中央金庫又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会」を加える。

第百十条の十二第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

（保険業法施行規則の一部改正）

第六条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の十三の十二第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

第五十二条の二十三第四項中「農林中央金庫代理業者」の下に「並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（第二百三十四条第一項第十八号イにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」を加える。

第二百十二条の二第七項中「第五条の十三各号」を「第五十五条各号」に改める。

第二百三十四条第一項第十八号イ中「銀行代理業等」の下に「（再編強化法代理業務（預金、貯金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理に限る。）に係る事業を含む。ロにおいて同じ。）」を加え、同条第二項中「所属組合及び」を「所属組合、」に改め、「する農林中央金庫」の下に「（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この項において「再編強化法」という。）第四十二条第三項の認可を受けたものを除く。）及び同項の認可を受けた農林中央金庫又は再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会」を加え、同条第三項中「第九条第一項第二号から第四号まで」を「第九条第一項第二号から第五号まで」に、「、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）」を「同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあつては同号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）」に、「第八条第一項第二号から第五号まで」を「第八条第一項第二号から第四号まで」に、「、同号に規定する農林中央金庫代理業者を除く」を「同号に規定する農林中央金庫代理業者を、第五号にあつては同号に規定する農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く」に、「第十条第一項第二号から第四号まで」を「第十条第一項第二号から第五号まで」に、「、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）に」を「同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあつては同号に規定する農業協同組合を除く。）に」に改める。

第二百三十四条の十二第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。